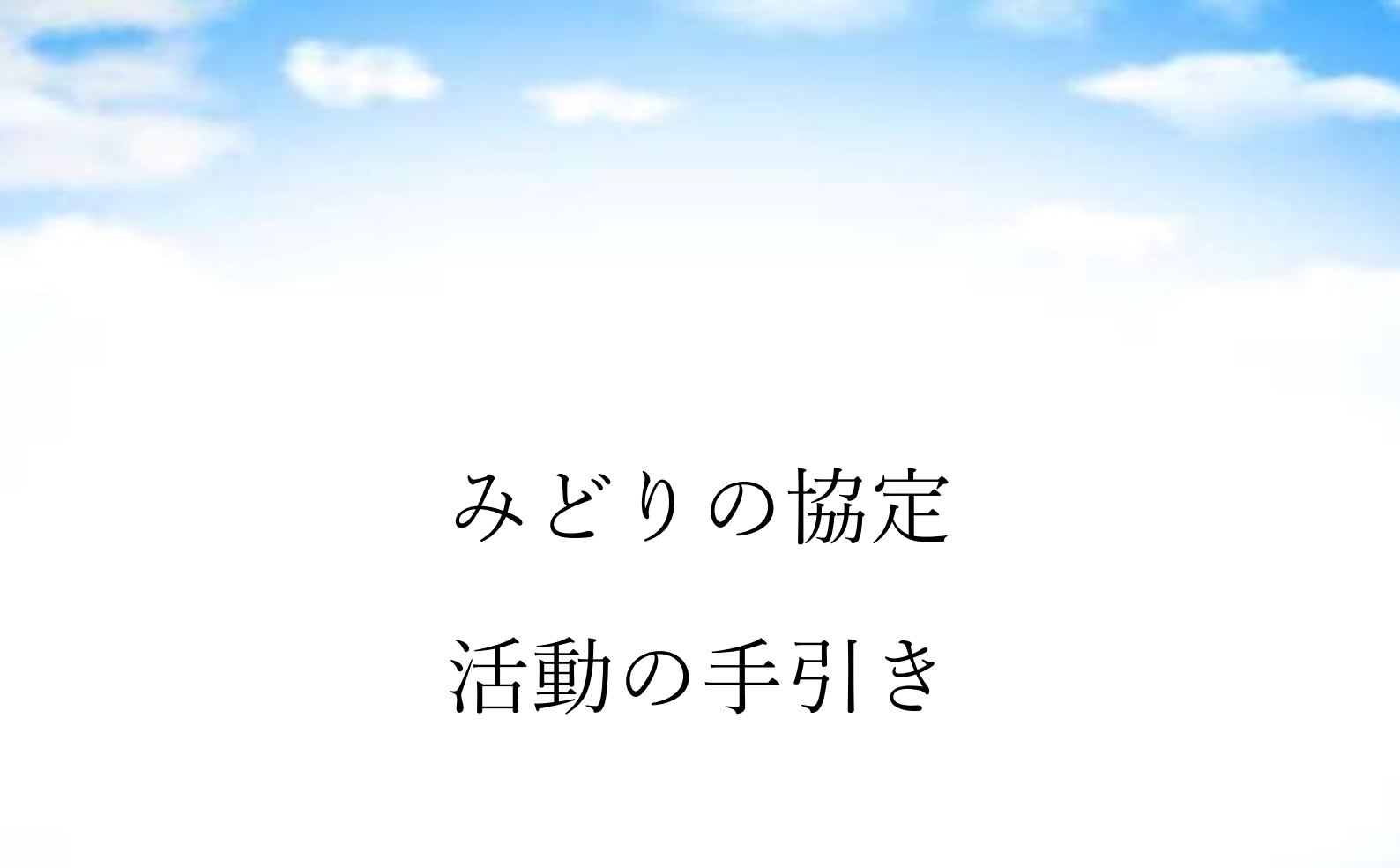




みどりの協定 活動の手引き

吹田市
公園みどり室

令和6年6月1日



目次

1. みどりの協定とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
2. 協定締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
3. 助成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
4. 協定の更新について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p5
5. hana❀iro ピック・みどりトピックスについて・・・・・・ p6
6. 提出書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p7

1. みどりの協定とは

みどりの協定とは、まちの接道部の緑化推進、みどりの普及・啓発を目的とした事業です。

市長とみどりの協定を締結した市民は、景観を共有できる接道部を緑化した場合に市から助成を受けることができます。

なお、この手引き内の「緑化」とは、草花や樹木等を植え、育てることとします。

2. 協定締結について

＜みどりの協定の締結要件＞



所有又は管理している敷地内であり、次のいずれかの場合。

戸建ての場合：緑化する接道部が連続して3戸以上かつ概ね10m以上

共同住宅の場合：緑化する接道部が概ね10m以上

事業所の場合：敷地面積が概ね1,000㎡以上

※共同住宅と事業所(店舗)の区別は、原則、その建物の主たる用途によって判断します。

＜共同住宅のみどりの協定締結について＞

分譲住宅の場合：管理組合と締結します。

賃貸住宅(公営含む)の場合：住宅の所有者と締結します。

3. 助成について

<助成の要件>

市長とみどりの協定を締結した区域について、草花等を購入し、誰もが景観を共有できる
接道部の緑化を行って下さい。

<助成の流れ>

接道部の緑化にかかった費用の詳細が分かる領収書（レシートも可）と、みどりの協定申請書兼緑化完了届、みどりの協定助成金請求書を市に提出します。市はレシートの中で、接道部の緑化にかかった費用について、上限金額内で助成します。

<助成金額>

○上限金額

1 年目：スタートアップ支援

4,000 円/㎡×花壇面積(㎡)または、10 万円のどちらかの低い方

2 年目：自発的なみどりの普及を支援

2,000 円/㎡×花壇面積(㎡)または、5 万円のどちらかの低い方

○助 成 率

上限金額内で、対象経費の 100%を助成



<助成対象資材>

花・樹木等の種子や苗、肥料、プランター、その他緑化に必要な資材及びその送料等

※助成金により、植栽された樹木の剪定等の業者による維持管理作業については、助成対象にはなりません。

<活動の時期>

活動の時期、頻度の指定はありません。ご都合の良いタイミングで花等の購入、植付等を行ってください。

<はなみどへの相談>

花苗・樹木等の植栽選び、メンテナンス方法等について、花とみどりの情報センターにご相談いただけます。お気軽にご連絡ください。

○花とみどり情報センター

TEL 06-6155-1987

FAX 06-6831-5087

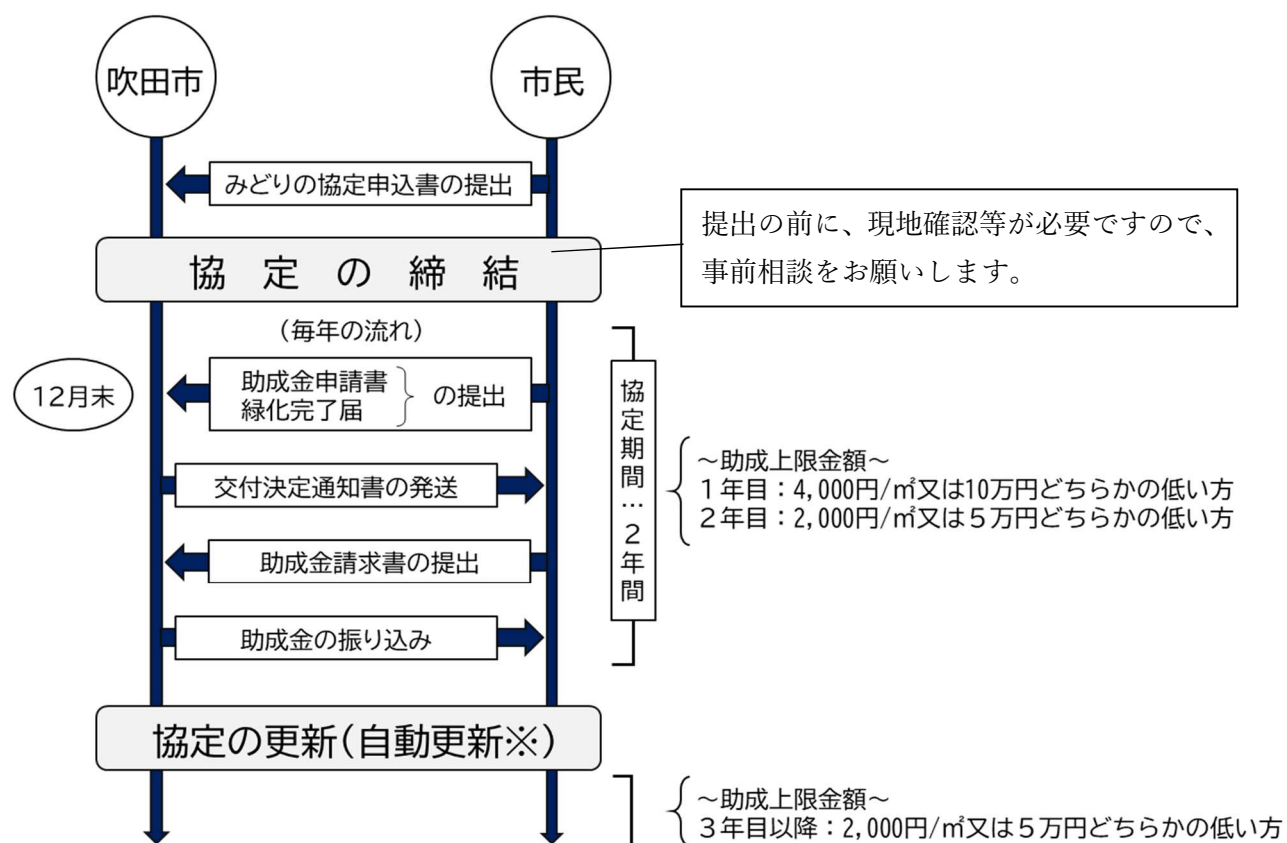
住所 吹田市津雲台1丁目2番1号千里ニュータウン1階



4. 協定の更新について

協定期間は2年間です。活動を終えたい場合は、協定最終年度にみどりの協定解除届の提出が必要ですが、双方に支障が無ければ協定期間を2年間自動的に延長します。協定期間途中で協定を終了するやむを得ない事情がある場合はご相談ください。再度の協定締結の場合、当初の協定終了日を含む年度の翌年度から起算し、10年以内の場合の助成率は2年目の上限額を適用します。

<手続きの流れについて>



※申込書の提出時期により、翌年度からの助成対象になる可能性もありますので、ご注意下さい。

5. hana🌸iro ピック・みどりトピックスについて

市とみどりの協定を締結した方は、みどりの協定であることを示す看板を設置していただきます。また、接道部緑化を推進されている方に対して hana🌸iro ピックを配布しています。緑化行政にご協力いただいている証として、協定区域内の花壇、プランター等に設置して下さい。また、ご提出いただいたみどりの協定助成金申請書兼緑化完了届をもとに、本市 HP の「みどりトピックス」のページにて、活動写真等を順次紹介させていただきます。皆様の花壇づくりの参考にして下さい。また、協定を締結していても、必ずしも助成金を利用する必要はありません。自分たちのペースでみどりのまちづくりにご協力ください。

※みどりの協定申込書の「吹田市ホームページで公表可能な情報」の項目に○がついている項目のみを掲載します。



左：hana🌸iro ピック 右：みどりの協定者用看板

6. 提出書類について

No.	書類名	開始時	12月末	2月頃	更新時	終了時	記入例
1	みどりの協定申込書	○					p.7
2	みどりの協定書	○					p.8,9
3	みどりの協定区域図	○					p.10
4	みどりの協定助成金申請書兼緑化完了届（※1,2）		○				p.11,12
5	みどりの協定助成金請求書（※1）			○			p.13
6	みどりの協定変更届（※3）				○		p.14
7	みどりの協定解除届					○	p.15

※1）みどりの協定助成金申請書兼緑化完了届を提出する際は、緑化にかかった費用の領収書を必ず提出して下さい。ご提出いただいた領収書をもとに、助成金の交付金額を決定します。

※2）みどりの協定助成金申請書兼緑化完了届を提出する際は、活動写真を提出して下さい。また、植付けの際にメールでご連絡いただければ、花壇を確認させていただき、本市HP「みどりトピックス」のページにて、皆様の活動をPRさせていただきます！活動写真は、植付け後の花壇の写真でも皆様の植付け作業中の写真でも構いません。

※3）協定場所を追加・変更したい場合は、みどりの協定制度変更届をご提出下さい。



様式第1号

みどりの協定制度申込書

〇〇年〇〇月〇〇日

吹 田 市 長 宛

申請者（みどりの協定において定める代表者）

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇-〇

電 話 番 号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〔法人にあっては、名称、代表者氏名
及び主たる事務所の所在地〕

みどりの協定を締結したく、次のとおり申し込みます。

協定場所	別紙「協定区域図」のとおり
花壇面積（㎡）	〇〇
吹田市ホームページ で公表可能な情報 (公表可能項目に○)	協定者氏名 ・ 花壇写真 ・ 協定場所（住所）

<連絡担当者>

氏 名	〇〇 〇〇
連絡先	〇〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇

みどりの協定書

吹田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、吹田市みどりの保護及び育成に関する条例（平成９年吹田市条例第２４号）第２０条第１項の規定に基づき、接道部の緑化の推進に関し次のとおりみどりの協定（以下「協定」という。）を締結する。

第１条 本協定の区域は協定区域図に表示した区域とし、花壇面積は〇〇㎡とする。

第２条 乙は、協定区域のうち、特に接道部に植栽する等、緑化の推進に努めるものとする。

２ 乙は、樹木等の健全な育成を図るため、良好な維持管理に努めるものとする。

第３条 甲は乙に対して樹木等の植栽及び維持管理の方法、病虫害の防除 等の事項について、相談、技術的指導等を行うものとする。また、別途定める助成要件を満たす区域の緑化に必要な費用について、甲は乙に対して助成金を支給するものとする。

第４条 甲は乙に助成金を支給した場合において、乙が偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき、助成金を他の目的に使用したときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

第５条 協定の有効期間は、協定締結の日から２年を超えない３月３１日までとする。双方に支障が無ければ、２年間自動的に延長するものとする。

第６条 乙は協定を解除しようとするときは、みどりの協定解除届（様式第６号）を甲に提出するものとする。

第７条 乙は植栽等を行うに当たっては、みどりの協定の手引きの内容を遵守し、事故が発生しないように十分注意するとともに、設置場所等については歩行者等に支障のないように配慮するものとする。
また、第三者からの損害賠償請求及び苦情等があった場合は乙の責任において処理する。

第８条 甲及び乙が、協定内容を変更しようとするときはその都度協議する。

第９条 甲及び乙は、吹田市みどりの保護及び育成に関する条例施行規則（平成１０年吹田市規則第１号）第１０条第１項第２号に規定する締結 の要件を満たさなくなったときは、協定期間中であっても

協議のうえ本 協定を廃止することができる。

第 1 0 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(〇〇〇〇年)

協定者

甲

吹田市

代表者 吹田市長

印

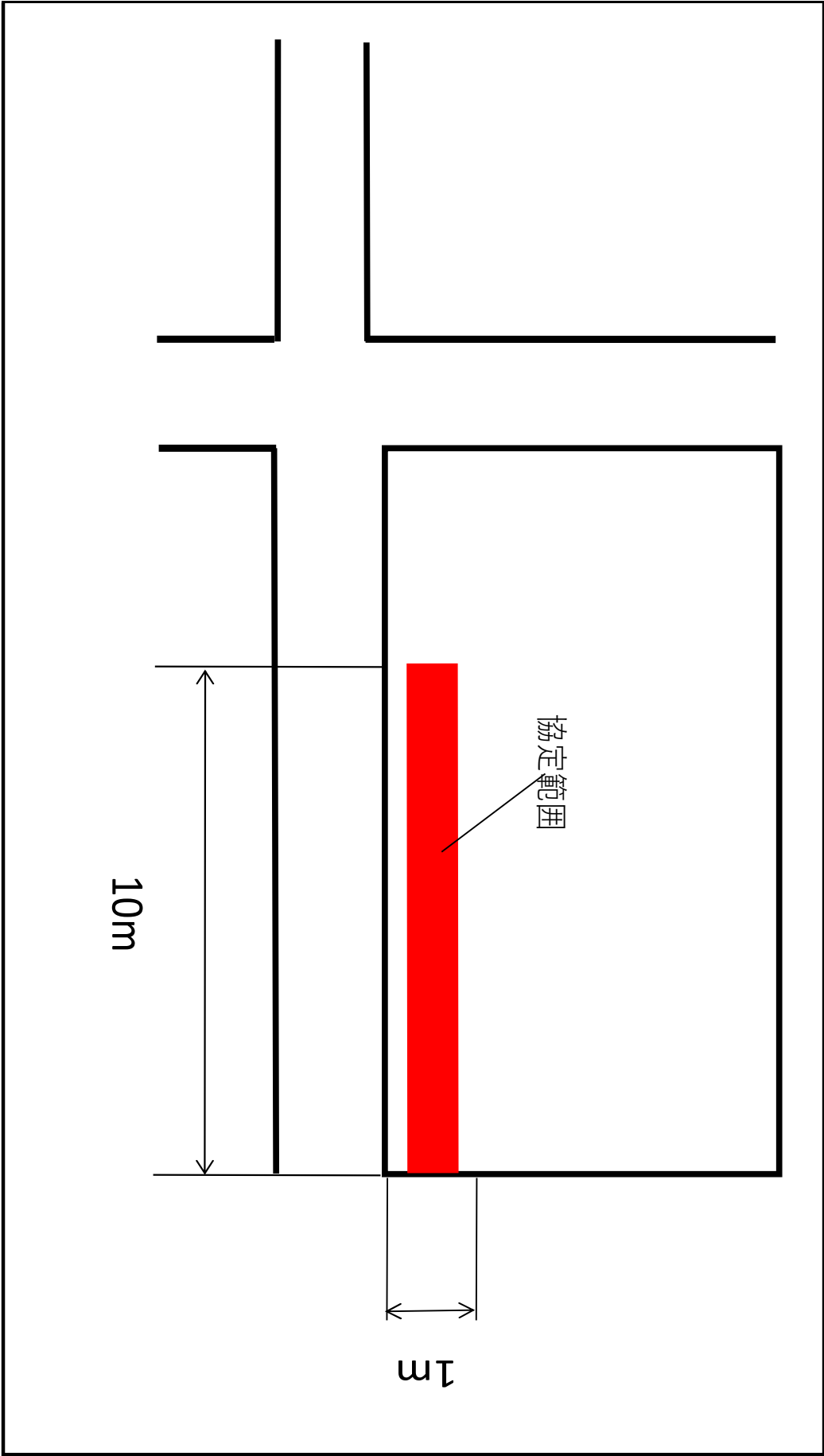
乙（代表者）

住所 吹田市〇〇町〇-〇

氏名 〇〇 〇〇

印

協定区域図 (記入例)



(記入例)

様式第 3 号

No.

みどりの協定制度助成金申請書兼緑化完了届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

吹田市長 宛

申請者（みどりの協定において定める代表者）

代 表 者 氏 名 ○○ ○○

代 表 者 住 所 ○○市○○町○-○

電話 番 号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス ○○○○○○○○

みどりの協定区域の緑化に要した費用について、助成金を申請します。

(上限金額： 円)

[illegible]

以下、レシート貼り付け欄（別紙でも可。）

活動日	参加人数	活動内容（植付品種等ご記載下さい。）
6月20日	10 人	マリーゴールド・サルビア植付け
7月10日	8 人	草抜き・花柄摘み
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	

以下、活動写真貼り付け欄（別紙でも可。）

みどりの協定制度助成金請求書

吹田市長 あて

記入は全て、油性ボールペンをお願いします。
記載内容に間違いがあった場合は、修正液等で消さず訂正印で処理して下さい。

申請者（みどりの協定において定める代表者）

氏 名 公園 みどり

印公
園

住 所 吹田市佐竹台1丁目6番1号

法人にあっては、名称、代表者氏名
及び主たる事務所の所在地

みどりの協定制度助成金を以下の通り請求します。

助成金額 50,000 円

助成金は、下記口座に振り込み願います。

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合・農協	支店名	本店 支店 出張所	支店番号			○をつける											
				○	○	○	1 普通	2 当座										
口座番号	口座名義（カタカナ）	コ	ウ	エ	ン	ミ	ト	リ	カ	イ	カ	イ	ケ	イ				
		エ	ン	ト	ウ	タ	ロ	ウ										

【委任】 ※申請者と口座名義人が相違する場合は、下記委任欄に記入してください。

【口座名義人】 住 所 吹田市佐竹台1丁目6-5

私は、 団体名 公園みどり会

役職名 会計

氏 名 遠藤 太郎

口座名義に会計の記載がある場合のみ、
委任欄をご記入ください。

を代理人と定め、上記の交付金の
受領に関する権限を委任します。

申請者（団体）名と口座名義は、同じにして
下さい。

原則団体口座への振り込みとなりますが、
代表者からの委任があれば、会計担当者へ
の個人口座への振り込みも可能です。

※団体内で会計担当者であることを証する
書類が必要です。（団体規約等）

住 所 吹田市佐竹台1丁目6-1

団体名 公園みどり会

役職名 会長

氏 名 公園 みどり

公
園

捨印の押印をお願いします。

捨印

公
園

様式第 6 号

みどりの協定制度変更届

申請者（みどりの協定において定める代表者）

〇〇年〇〇月〇〇日

吹 田 市 長 宛

申請者（みどりの協定において定める代表者）

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇－〇

電 話 番 号 〇〇〇〇－〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇

（法人にあっては、名称、代表者氏名
及び主たる事務所の所在地）

みどりの協定内容を以下のように変更したく、届け出ます。

協定者氏名	〇〇 〇〇
協定者住所	〇〇市〇〇町〇－〇
協定者電話番号	〇〇〇〇－〇〇〇〇
協定者メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
協定場所(変更有の場合は ☒)	☐ 変更有
花壇面積（㎡）	〇〇

※協定内容に変更が無い項目は、記入不要です。

(記入例)

様式第7号

みどりの協定制度解除届

〇〇年〇〇月〇〇日

吹 田 市 長 宛

申請者（みどりの協定において定める代表者）

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇-〇

電 話 番 号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇〇〇〇〇〇〇

〔法人にあっては、名称、代表者氏名〕
及び主たる事務所の所在地

〇〇 年度をもって、みどりの協定の解除を申し出ます。

協定解除理由

（例）高齢化により、活動継続が困難なため。

<連絡先>

吹田市役所 土木部 公園みどり室

〒565-0855

大阪府吹田市佐竹台 1 - 6 - 3

吹田市総合防災センター（DRC） 6 階

Mail：dousei-kouen@city.suita.osaka.jp

Tel：06-6834-5364

Fax：06-6834-5486